

AUTOMOTIVE NEWSLETTER

2024年2月号 (Vol.20)

ライドシェアに関する動向～自家用車活用事業の創設について～

I. はじめに

II. 自家用車活用事業に関する制度について

III. 今後の展開

森・濱田松本法律事務所

弁護士 戸嶋 浩二

TEL. 03 5223 7789

koji.toshima@mhm-global.com

弁護士 佐藤 典仁

TEL. 03 6266 8717

norihito.sato@mhm-global.com

弁護士 秋田 顕精

TEL. 03 6213 8172

kensho.akita@mhm-global.com

弁護士 若林 慶太郎

TEL. 03 5220 1974

keitaro.wakabayashi@mhm-global.com

I. はじめに

ライドシェア導入に関する議論・取組みが活発化しています。ライドシェアとは、一般ドライバー（タクシードライバーと異なり、第二種運転免許を有していない運転者をいいます。）が自家用車によって有償で乗客運送を行うサービスにおいて、運転者と乗客をスマートフォンのアプリ等で仲介するものをいいます¹。

日本では、有償で乗客を運送するには、国土交通大臣の許可（道路運送法（以下「運送法」といいます。）4条）を受ける必要があるところ、例外的な場合を除いて、一般ドライバーによる自家用自動車での有償運送は禁止されています（運送法78条）。同許可を受けずに有償で乗客を運送することは、いわゆる「白タク」行為として禁止されているため、これまでライドシェアが導入されることはありませんでした。

しかしながら、2023年12月20日、第3回デジタル行財政改革会議において、タクシー事業者が運送主体となって、地域の一般ドライバーが自家用車での乗客の有償運送を行う事業（以下「自家用車活用事業」といいます。）に関する制度の創設が決定されました²。

これを受けて、国土交通省は、「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱い」として、自家用車活用事業の許可基準及び取扱いを定めることとし、2024年2月9日付でパブリックコメント（以下「本パブリックコメント」といいます。）を開始しました³。

自家用車活用事業に関する制度は2024年3月に公布・施行予定であり、これにより

¹ 本来は相乗り（ライドシェアリング）と区別してライドヘイリングと呼ばれていましたが、今回の日本の議論ではライドシェアと呼ばれ議論されています。

² https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_gyozaikaikaku/pdf/chukan_honbun.pdf

³ <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000268781>

AUTOMOTIVE NEWSLETTER

タクシー事業者によるライドシェアが解禁される予定です。

本号では、自家用車活用事業に関する制度の概要及び今後の展開について取り上げます。

II. 自家用車活用事業に関する制度について

1. 創設の経緯

日本では、運行管理や車両整備等について責任を負う主体を置かないままに、自家用車のドライバーのみが運送責任を負う形態を前提としたライドシェアは、安全の確保、利用者の保護等の観点から問題があるとの立場から、これまで認められていませんでした。Uber Technologies は、2015 年 2 月、実験的に一般ドライバーによる自家用車での運送サービスを開始しましたが、国土交通省は運送法に抵触する「白タク」行為に当たるとして同サービスを中止するよう指導し、同サービスは同年 3 月に中止されました。

そのような中、コロナ禍によりタクシー運転者が減少した一方で、社会・経済活動は徐々に回復し、インバウンド客の増加も相俟って、タクシー需要が大幅に高まったことで、地域・時期・時間帯によってはタクシーが捕まりづらいなど、急上昇したタクシー需要に供給が追い付かなくなる状況が発生し、ライドシェアを含めた移動需要に的確に対応するサービス提供の仕組みが議論されるようになりました。また、菅前首相が、2023 年 11 月に、「ライドシェア」の導入について「最終的には法改正を視野に入れて取り組んでいく必要がある」と発言し⁴、ライドシェアの全面解禁を主張したことで、さらに活発な議論が展開されました。

このような状況の中、2023 年 10 月より、デジタル行財政改革会議においても議論が進められ、第 3 回デジタル行財政改革会議で中間とりまとめが出され、自家用車活用事業に関する制度の創設が決定されました。

2. 自家用車活用事業に関する制度の概要

自家用車活用事業は、タクシー事業者が利用者と運送契約を締結し、運送主体となり運送責任を負う点が特徴的です。すなわち、安全の確保、利用者の保護等の観点から、旅客運送分野において事故防止対策のノウハウを有するタクシー事業者が、一般ドライバーの教育、運行管理や自家用自動車の車両の整備管理を行うとともに、運送責任を負うこととしています。

また、自家用車活用事業は、タクシーが不足する地域・時期・時間帯のタクシー不足状態を「公共の福祉のためやむを得ない場合」として、タクシー事業者が、自家用車による有償運送禁止の例外である運送法 78 条 3 号に基づく許可を取得して

⁴ <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA1207Z0S3A111C2000000/>

AUTOMOTIVE NEWSLETTER

実施することが想定されています。そのため、そもそもタクシーが不足する地域で導入することが前提とされており、また、許可を受けることのできる車両数も以下のとおり限定的となります。

本パブリックコメントによれば、自家用車活用事業の許可基準や取扱いの概要は下表のとおりです。

<p>許可基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象地域、時期及び時間帯並びに車両数 <ul style="list-style-type: none"> ➤ タクシーが不足する地域、時期及び時間帯並びにそれぞれの「不足車両数」を、国土交通省が配車アプリ等のデータに基づき指定していること ● 資格要件 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 一般乗用旅客自動車運送事業の許可（4条）を受けていること ● 管理運営体制 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 運行管理、車両の整備管理や研修・教育を実施する体制が整えられていること ➤ 安全上支障のないよう、勤務時間を把握すること ● 損害賠償能力 <ul style="list-style-type: none"> ➤ タクシー事業者が対人 8,000 万円以上及び対物 200 万円以上の任意保険に加入していること
<p>許可に付する条件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 使用する自家用自動車について <ul style="list-style-type: none"> ➤ タクシー事業者ごとに使用可能な車両数は、地方運輸局長等が通知する範囲内であること（通知する車両数は、許可地域ごとに「不足車両数」の範囲内であり、かつ、事業者ごとに当該地域に配置している事業用自動車の車両数の範囲内とする。） ● ドライバーについて <ul style="list-style-type: none"> ➤ タクシー事業者は、ドライバーに対して事前の研修（大臣認定講習を含む。）及び教育を受けさせること ➤ タクシー事業者は、ドライバーに対して運転者証明を携行させること ● 運送形態、方法について <ul style="list-style-type: none"> ➤ 利用者とタクシー事業者間で運送契約が締結され、タクシー事業者が運送責任を負うこと ➤ 運送引受け時に発着地が確定していること ➤ 自家用車が配車されることについて、利用者の事前の承諾を得ていること ➤ 運賃は事前確定運賃により決定し、支払方法は、原則

AUTOMOTIVE NEWSLETTER

	<p>キャッシュレスであること</p> <p>➤ 発着地いずれかがタクシー事業者の営業区域内に存すること</p>
許可期間	● 2年

Ⅲ. 今後の展開

自家用車活用事業に関する制度の導入により、タクシー需給の逼迫が解消され、目下の課題であるタクシー不足状態の改善が進むことが期待されます。他方で、本パブリックコメントからは、一般ドライバーの働き方として業務委託の形態を認めるかは明らかとなっておらず、今後方針が示されると考えられます。

また、自家用車活用事業の創設と合わせて、深刻な地域交通の不足に対応するため、自家用有償旅客運送制度（運送法 78 条 2 号）の改革やタクシー事業に係る規制緩和が検討されています。

さらに、これらの施策の実施効果を検証しつつ、タクシー事業者以外の者がライドシェア事業を行うことを位置づける制度について、2024 年 6 月に向けて議論を進めていくとされています。タクシー事業者以外の者によるライドシェア事業を検討するにあたっては、安全や利用者の保護等をどのように確保していくかが最重要の検討課題になると考えられます。

これらについては引き続き今後の動向を注視していく必要があります。

セミナー情報

- セミナー 『自動運転に関連する法制度の最新動向と課題』
- 開催日時 2024 年 3 月 6 日（水）18:00～19:00
- 講師 佐藤 典仁
- 主催 公益財団法人 損害保険事業総合研究所

文献情報

- 本 『自動運転・MaaS ビジネスの法務 [第 2 版]』
- 出版社 株式会社中央経済社
- 著者 戸嶋 浩二、佐藤 典仁、秋田 顕精（編著）
林 浩美、岡田 淳、毛阪 大佑、片野 泰世、中山 優、塩崎 耕平、
阿南 光祐、福澤 寛人、古橋 悠（共著）

AUTOMOTIVE NEWSLETTER

- 論文 「Introduction 宇宙ビジネス 第5回 打上げビジネスと法規制 —
さまざまな打上げ手法と手続規制の概要」
- 掲載誌 ビジネス法務 Vol.24 No.2
- 著者 毛阪 大佑（共著）

NEWS

- **Chambers Asia-Pacific 2024 にて高い評価を得ました**
Chambers Asia-Pacific 2024 で、当事務所は TMT 分野を含む 19 の分野で上位グループにランキングされ、当事務所の弁護士が各分野で高い評価を得ました。TMT 分野では岡田 淳弁護士が Band 1 に選出されています。
- **The Legal 500 Asia Pacific 2024 にて高い評価を得ました**
The Legal 500 Asia Pacific 2024 で、当事務所は TMT 分野を含む 16 の分野で上位グループにランキングされ、当事務所の弁護士が各分野で高い評価を得ました。TMT 分野では林 浩美弁護士及び岡田 淳弁護士が Leading Individuals に、蔦 大輔弁護士が Next Generation Partners に、佐藤 典仁弁護士 Key Lawyers にそれぞれ選出されています。
- **佐藤 典仁 弁護士が中小企業イノベーション創出推進事業（国土交通省）における外部評価委員に就任しました。**
- **佐藤 典仁 弁護士がデジタル庁「AI 時代における自動運転車の社会的ルールの在り方検討サブワーキンググループ」構成員に就任しました。**
- **横浜オフィス開設のお知らせ**
今般、当事務所は、横浜オフィスを開設することといたしましたので、お知らせいたします。

当事務所は、東京をはじめとする国内各拠点においてリーガル・サポートを提供しておりますが、このたび、国内有数の経済規模を誇る神奈川県において、クライアントの皆様により密接な立場からきめ細やかなサポートを提供させていただくため、神奈川県横浜市にオフィスを開設することといたしました。

横浜オフィスには、会社法関連業務、訴訟・紛争、M&A、スタートアップ等において豊富な経験を有するパートナーである河島 勇太 弁護士及びアソシエイト弁護士が所属いたします。

横浜オフィスは、他の国内拠点（東京、大阪、名古屋、福岡、高松及び札幌）

AUTOMOTIVE NEWSLETTER

及び海外拠点（北京・上海・シンガポール・バンコク・ヤンゴン・ホーチミン・ハノイ・ジャカルタ・ニューヨーク）、並びにその他の国の提携法律事務所等と密に連携をとりながら、会社法関連業務・訴訟紛争・M&A・スタートアップ・事業承継・危機管理・ファイナンス・事業再生・クロスボーダー取引をはじめとする幅広い分野において最先端のリーガル・サポートを提供し、神奈川県経済発展に微力ながら寄与して参る所存です。

横浜オフィスの開設については、開設に必要な諸手続を経た上、2024年夏頃のスタートを目指しております。開設日・開設場所等の詳細が決まりましたら、改めてお知らせいたします。

※横浜オフィスは、弁護士法人森・濱田松本法律事務所の従事務所として開設する予定です。

➤ **フィリピンの Tayag Ngochua & Chu 法律事務所との提携のお知らせ**

森・濱田松本法律事務所（以下「当事務所」）とフィリピンの Tayag Ngochua & Chu（以下「TNC」）は、この度、戦略的な提携を行うことにつき合意いたしました。本合意に基づき、TNCは当事務所の提携事務所となり、両事務所はフィリピンを含む ASEAN の案件に関するリーガル・サービスを共同で提供いたします。

本提携は、知識の共有等を通じた両事務所の体制の強化と、クライアントによるフィリピンでの投資や事業に関するより質の高いリーガルサービスの提供に資するものです。この取り組みに関して、当事務所は、フィリピンを含む ASEAN におけるコーポレート、M&A、コンプライアンス等の案件において豊富な経験を有する当事務所のパートナー弁護士の園田 観希央と井上 淳が中心となり、TNC との戦略的提携を推進していきます。

当事務所は、長年にわたって、フィリピン案件に関するリーガル・サービスをクライアントに提供してまいりました。当事務所の日本、ASEAN、中国、ニューヨークの各拠点及びネットワークに加え、本提携の開始により、グローバルにクライアントに対するサービスを提供する体制がより充実することになります。

フィリピンは、国民の平均年齢が約 25 歳と若く、2024 年時点で 1 億 1,000 万人以上とされる人口は、2050 年前後まで増加が続くことが見込まれています。2022 年の GDP 成長率は約 7%と、高い経済成長率を記録しています。これらに加え、教育水準が高く英語を話すことができる労働力、民間企業の発達と高度化、海外からの投資に対する規制緩和の流れ等を背景に、日本、アジアその他の様々な国からフィリピンに対する投資が今後更に増加することが期待され

AUTOMOTIVE NEWSLETTER

ます。

TNC は、弁護士として併せて 40 年以上の経験を有し、フィリピンのリーガルマーケットで高い評価を受けている Carlos Martin Tayag 弁護士、Patricia Cristina Tan Ngochua 弁護士及び Allan Christopher Sy Chu 弁護士を代表パートナーとする独立したフィリピンの法律事務所です。TNC は、M&A、合併事業、企業再編、海外投資、ファイナンス、データプライバシー、情報通信、競争規制、業規制、一般企業法務等の分野における様々な法律問題について、フィリピン内外のクライアントに対して法的助言を提供してきた豊富な経験を有しています。

当事務所と TNC は、本提携を通じて、両事務所の総合力を活かしクライアントの皆様のビジネスの成功にさらに貢献して参る所存です。

➤ **パートナーおよびカウンセル就任のお知らせ**

本年 1 月 1 日付にて、下記の 17 名の弁護士がパートナーに就任いたしました。

【パートナー】

梅本 麻衣、田尻 佳菜子、篠原 孝典、細川 怜嗣、金丸 由美、白根 央
竹腰 沙織、石田 渉、金山 貴昭、徳田 安崇、高橋 茜莉、高橋 悠、柿元 将希
足立 悠馬、ジュリアン・バレンジー、タワチャイ・ブーンマヤパン
ティップアパー・リムビチャイ

また、同日付で 17 名の弁護士がカウンセルに就任いたしました。

【カウンセル】

水口 あい子、鈴木 幹太、武内 香奈、丹羽 翔一、田中 洋比古、矢部 聖子
呂 佳叡、山本 義人、西岡 研太、白井 俊太郎、高石 脩平、中田 光彦
長谷川 博一、高松 レクシー、ラウィー・メックウィチャイ
スックサン・ポーパンガム、スパルーク・ラグサリゴーン

今後ともクライアントの皆様により良いリーガル・サービスを提供するため、日々研鑽に努めて参ります。

引き続きご指導、ご鞭撻のほど宜しくお願いいたします。

➤ **新人弁護士（60 名）が入所しました**

新人弁護士（60 名）が入所いたしました。

朝岡 駿太郎、安藤 大貴、泉 尚輝、一井 梨緒、一瀬 大河、井上 勝寛
猪俣 大輝、臼井 洸斗、梅田 稜太郎、大山 拓真、大類 裕介、緒方 彰大
岡元 雄奨、鏡 幸哲、草壁 空之佑、黒澤 陸人、幸田 遼、小久保 剣、薦田 郁弥
小山 大志、齊藤 理木、坂田 水美、真田 大慶、志村 真人、荘司 晴彦、白崎 翔

AUTOMOTIVE NEWSLETTER

管 優太郎、鈴木 晴人、高久保 香子、田代 潤奈、土田 彩乃、時田 龍太郎
利根川 絢菜、飛田 駿、中野 竹彦、中矢 仁武、南條 亜麻人、西岡 佑馬
根来 志帆、濱口 優太、早川 仁、早水 優介、彦田 拓真、平島 圭悟、深見 瑞
藤井 俊明、藤平 雄大、松岡 有希恵、松村 圭祐、松本 美羽衣、的場 涼花
三浦 菜々実、光永 大晟、南 若葉、山岡 祐貴、山我 直義、横山 優斗
若尾 和哉、若林 慶太郎、渡辺 貴子

➤ **ニューヨークオフィス移転のお知らせ**

森・濱田松本法律事務所 ニューヨークオフィスは、この度、2024年1月24日より下記に移転いたしましたのでご案内申し上げます。

移転先：

360 Madison Avenue, 24th Floor, New York, NY 10017, USA

TEL : +1-646-255-1148 / FAX : +1-646-255-1149

➤ **上海オフィス移転のお知らせ**

森・濱田松本法律事務所 上海オフィスは、この度、2023年12月25日より、同ビル6階から22階に移転いたしましたのでご案内申し上げます。

移転先：

〒200120 上海市浦東新区陸家嘴環路1000号 恒生銀行大厦22階

TEL : +86-21-6841-2500 / FAX : +86-21-6841-2811

※TEL・FAXに変更はございません。